



全国版

新しい入院医療費助成制度のご案内

(肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業)

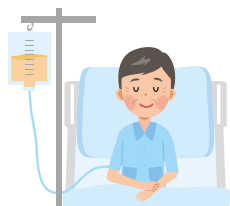
自己負担額が月1万円まで引き下げられます。(※1)

(※1) 1医療機関ごと、1加入保険ごとの金額です。肝炎の抗ウイルス治療費助成とは異なり、転院した時や、退職等で健康保険を変更するときは月に1万円を複数回支払うこともあります。また、東京都にお住まいで住民税非課税世帯の人は、この助成を受けたときは「自己負担なし」となります(東京都の独自上乗せ制度)。

対象者

対象者は、以下の条件をすべて満たしている方です。

- ①肝がん・重度肝硬変と診断されて入院治療(※2)を受けている。
- ②所得が決められた範囲にある(世帯の合計年収がおおむね370万円未満)。
- ③肝がん・重度肝硬変治療の研究に協力する。



(※2) 都道府県が指定した医療機関(指定医療機関)に入院している場合が対象です。居住地以外の都道府県が指定した医療機関でも対象になります。他病のための医療費は助成対象にはなりません。指定医療機関の情報は、肝炎情報センターの「肝ナビ」で検索できます。



肝ナビ

いつ?

肝がん・重度肝硬変の入院関係医療費の自己負担額が1年で4か月以上、「高額療養費」の限度額をこえたとき。(※3)

直近の1年間で「肝がん・重度肝硬変の入院関係医療費の自己負担額が高額療養費の限度額をこえた月」が既に3か月以上あると、4か月目の支払いから助成制度の対象になります(下図参照)。



(※3) «入院日数が通算で4か月以上»という意味ではありません。4か月の計算の対象になるのは、2018(平成30)年4月1日以降の入院です。また、助成を受けられるのは、2018(平成30)年12月以降の入院についてです。

例



(※4) 通院だけの高額療養費はカウントされません(上の例だと12月)

ご利用には都道府県の認定が必要です。裏面で手続きを紹介します。

発行者・お問合せ先 全国B型肝炎訴訟原告団 〒160-0004東京都新宿区四谷1-4四谷駅前ビル 東京法律事務所内 03-3352-7333

発行日 2019(平成31)年2月1日 新しい制度が少しでも多くの方の支えになればと願い、本リーフを作成しました。

※紹介しているのは2019(平成31)年1月1日現在の内容です。

肝がん・重度肝硬変の入院医療費… 助成の手続きをお忘れなく

忘れずに



全国版

助成手続きは、助成を受けようとする月までにすませておく必要があります（いつから助成が受けられるのかは表面参照）。入院治療を受けて「高額療養費」が支給される時に医療機関で相談し、新しい助成制度の対象になりそうなときは、順番に手続きをすすめておきましょう。



1

入院が増えそうなときは、 病院で「入院記録票」を受けとりましょう。

入院関係医療費の自己負担額が「高額療養費」の限度額をこえた月数を「カウント」とよび、「入院記録票」はこの「カウント」を証明するために必要な書類です。交付を受けた後は、入院ごとに指定医療機関で記入してもらいます。



2

直近の1年間において カウント 入院月数が3か月を超える可能性のあるとき、 「個人票」を作成してもらいましょう。

都道府県への申請に必要な「診断書」が「臨床調査個人票」（略称「個人票」）です。指定医療機関の主治医の先生に作成してもらいます。同じ用紙に研究協力の「同意書」の欄がありますので、説明をうけて「同意書」にもサインをしてください。



3

都道府県から「参加者証」を受けとりましょう。 →4か月目の入院から窓口負担が軽減されます。

カウントが3か月になったら、お住まいの都道府県に助成を申請します（必要書類は囲み参照）。対象者と認定されると「参加者証」が^(※1)発行されます。有効期間は原則1年で更新も可能です。助成を受けるときに指定医療機関で提示してください。

(※1) 名称は各県で異なることがあります。例えば、東京都では「都医療券」とよんでいます。

(※2) 「参加者証」が届くまでの間に医療費を支払う場合などは、いったん窓口払いの必要な「償還払い」になることがあります。

(※3) 申請窓口は各県で異なります。保健所の県もあれば、東京都のように区市町村窓口のところもあります。

都道府県への申請に必要な書類

※居住地、年齢、加入保険等により異なります。詳しくは都道府県にお尋ね下さい。

- 申請書（指定医療機関で配布。ただし、東京都はお住まいの区市町村で配布）
- 臨床調査個人票と同意書（更新手続きには不要）※上記②
- 入院記録票（写）※上記①
（入院関係医療費の自己負担額が高額療養費算定基準額をこえた月が過去12か月で既に3か月以上ある[=カウントが3/12以上]と記載されていること）
※東京都の書式では、助成を受けたい月の前の11か月で3か月以上カウント。
- 住民票（写）
- 健康保険証・高齢受給者証（写）
- 健康保険の限度額適用認定証等（写）
- 保険者からの情報提供にかかる同意書（国保組合など必要な場合のみ）
- 課税・非課税証明書類（70才以上で所得区分「一般」など必要な場合のみ）

詳しくはお住まいの都道府県まで。

※助成の申請先は、病院の所在地ではなく、患者さんがお住まいの都道府県になります。

各都道府県の担当課リストはこちら→

<https://bkan-tokyo.com/news/column/post/3216>

